

議第156号

上告受理の申立てについて

上告受理の申立てを次のように行う。

平成21年10月7日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	損害賠償金等の支払の請求
事件の内容	<p>本市が設置する小学校又は中学校で勤務する相手方は、相手方に対し本市が違法な時間外勤務をさせ、及び相手方の健康保持のために時間外勤務を防止しなければならないという安全配慮義務に違反しているなどとして、本市に対し、時間外勤務手当相当額の損害賠償金又は未払の時間外勤務手当（12,262,380円）及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>第1審である京都地方裁判所は、相手方 の請求の一部を認容し、本市に対し、損害賠償金として550,000円及び遅延損害金を支払うように命じたため、本市は、これを不服として控訴した。また、相手方も控訴した。</p>

これについて、控訴審である大阪高等裁判所は、本市の控訴を棄却するとともに、第1審判決を変更して相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、損害賠償金として相手方3名それぞれに550,000円及び遅延損害金を支払うように命じた。

そこで、控訴審判決及び第1審判決のうち相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、最高裁判所に上告受理の申立てをしようとするものである。

提案理由

上告受理の申立てを行う必要があるので提案する。